

へ全保 緑の丘が松

次彦 通信

6月議会速報
2007年7月号外
日本共産党大分市議団



6月議会での質問と答弁の要旨をお知らせします。

緑を求めて購入した この住宅地が…

(広次忠彦議員) 松が丘団

地は、三井不動産によって、1971年に開発が始まりました。開発の総面積は約46万坪で、販売用のパンフレットには、学校用地や公園、緑地、店舗用地などを、色分けした地図もつけて販売していました。

た。道路や公園などは、市に移管されましたが、開発した三井不動産が大分市から撤退するとき、緑地をのり面などといっしょに、個人に譲渡しています。

「緑地があるということはこの宅地を選んだのに、緑地は残してほしい」「のり面の木々が北風を防いでくれたのに、なくなれば風当たりが強くなる。木を残してほしい」「開発の関係で、住宅街にダンプが入り、ほこりはするし、道路はでこぼこになった。なんとかしてほしい」など、不安や怒りの声があがっています。

三井不動産に 緑地保全の対策求めよ

土地の利用計画をパンフレットなどで宣伝しておきながら、住宅用地や携帯電話中継塔用地として売却・譲渡したり、近隣の人たちには何も説明しないで、今回のような譲渡しています。法によって、緑地は義務づけがないとはいえ、不当表示ともいえます。

道義的・節度ある対応が求められます。三井不動産に対して、現在残っている緑地の保全のために対策をとるようにより要求すべきだと考えますが、見解を求めます。

三井不動産の 緑地保全の努力は当然

(都市計画部長) 緑地につ

いては、開発の土地利用計画上は開発者が管理する緑地として明記されており、緑地として継続させることは、当然の責務があると考えています。現在残っている緑地は、個人に土地の所有権移転がされており、保存することは厳しい状況ではありますが、開発者の責任において、緑地として存続する最大限の努力を行うのは当然のことであり、市としては、今後も粘り強く要請していきたいと考えています。

「条例」を使って

松が丘の緑の保全を

(広次議員) 大分市には『緑の保全及び創造に関する条例』を活用し、松が丘ののり

面開発について、関係住民の声を聞き、住環境をまもる対策をとること、開発を計画している業者に指導する考えはないでしょうか。

緑地保全指定に努力、 住環境に影響ある 部分は保全へ

(都市計画部長) 松が丘団

地周辺の緑地については、基本計画において「緑地ゾーン」と位置づけられており、近年の開発等により、緑の重要度が増した地域であり、できるだけ緑を残すように、残存緑地部分の緑保全地区指定に向けて、条件等の整理を行いたいと考えております。

のり面の更なる開発につきまして、具体的な申請などは、現時点ではありませんが、緑保全地区の指定までには時間を要することから、その間に開発に向けた協議があった場合には、周辺住民の方々に最も影響のある部分について、保全するように、強く働きかけていきたいと考えています。